

名古屋市告示第204号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5ア、第45号の6ア
及び第45号の6の2アの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の5ア、第45号の6ア及び第45号の6の2アの市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、令和6年名古屋市告示第193号は廃止します。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

条例第17条第45号の5ア、第45号の6ア及び第45号の6の2アの市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類の交付を受けた建築物とする（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合している場合に限る。）。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書
- (2) BELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課